

平成二十二年十二月七日受領  
答弁第二一〇号

内閣衆質一七六第二一〇号

平成二十二年十二月七日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出いわゆる判検交流に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出いわゆる判検交流に関する質問に対する答弁書

一について

裁判官の職にあつた者から検察官に任命された者は、平成二十一年において四十七人、平成二十二年（同年十二月一日まで）において五十六人であり、検察官の職にあつた者から裁判官に任命された者は、平成二十一年において五十人、平成二十二年（同年十二月一日まで）において五十三人である。

二及び三について

裁判官の職にあつた者からの検察官への任命及び検察官の職にあつた者からの裁判官への任命を始めとする法曹間の人材の相互交流については、御指摘の衆議院議員鈴木宗男君提出裁判官と検察官の人事交流に関する質問に対する答弁書（平成二十一年六月十六日内閣衆質一七一第五〇五号）一について及び三についてで述べたとおり、裁判の公正、中立性を害するものではなく、国民の期待と信頼に応え得る多様な豊かな知識、経験等を備えた法曹を育成、確保するため、意義あるものと考えている。